

使 用 前 確 認 証

原規規発第 23102610 号

原子燃料工業株式会社

代表取締役社長 伊藤 義章 殿

令和2年10月12日付け熊原第20-020号（令和3年5月28日付け熊原第21-019号、令和3年7月9日付け熊原第21-039号、令和3年10月22日付け熊原第21-045号、令和3年11月9日付け熊原第21-050号、令和4年7月21日付け熊原第22-016号、令和4年11月18日付け熊原第22-030号、令和5年1月16日付け熊原第23-001号、令和5年6月29日付け熊原第23-024号、令和5年7月21日付け熊原第23-031号、令和5年8月23日付け熊原第23-034号及び令和5年9月4日付け熊原第23-036号をもって一部変更）をもって申請がありました加工施設については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第16条の3第3項の規定に基づき確認したので、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号）第3条の7の規定に基づき、使用前確認証を交付します。

令和5年10月26日

原子力規制委員会